

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

令和6年度 全国安全週間スローガン

大分県の 労働災害の現状

令和6年度版



大分労働局
各労働基準監督署

大分県の労働災害の現状

目次

第 97 回全国安全週間	・・・	1
労働災害発生状況	・・・	4
第 14 次労働災害防止計画	・・・	10
転倒災害防止対策	・・・	12
腰痛予防対策	・・・	16
エイジフレンドリーガイドライン	・・・	18
エイジフレンドリー補助金	・・・	19
荷役作業時の墜落・転落防止対策	・・・	20
STOP！熱中症クールワークキャンペーン	・・・	22
大分労働局独自の取組	・・・	24
中小規模事業場安全衛生サポート事業	・・・	24
安全衛生優良企業公表制度	・・・	25
SAFE コンソーシアム	・・・	25



Safe Work は、「労働災害を防止し、安全・安心な職場を実現する」という意思を示すもので、国連の専門機関である ILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

また **Work** の **k** の文字は、安全確認のための指差呼称をする人物を模したものです。

背景のマークは「未来への架け橋」と虹をイメージしてデザインしたものです。

配色は、安全旗の「緑十字」や大分県のイメージの一部である「かぼす」、「山」、「森」等を踏まえて緑色としています。

本ロゴマークは、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に**自由にご活用いただけます**。

ロゴマークのダウンロードは大分労働局HPから

セーフワーク 大分





全国安全週間

令和 6 年 7 月 1 日 ~ 7 日 準備期間 6/1 ~ 30



スローガン 危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎えます。それぞれの事業場における労使が協調した労働災害防止対策の展開によって、大分県の労働災害は長期的には減少しているものの、近年の増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、第 14 次労働災害防止計画（計画期間：令和 5 年度～ 9 年度、10 ページ参照）に基づく施策の着実な推進について、引き続き労使一丸となった取組をお願いいたします。

準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - ・ 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - ・ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ・ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による P D C A サイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - ・ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ・ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - ・ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認



ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ・ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- ・ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・ S D S（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- ・ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ・ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・ 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ・ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

14 ページ

- ・ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・ 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

20 ページ

- 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- トラックの逸走防止措置の実施
- トラック後退時の後方確認、立入制限の実施



ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

(イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

(ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

エ 製造業における労働災害防止対策

- 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

14 ページ

- 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施



16 ページ

イ 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

18 ページ

ウ 交通労働災害防止対策

- 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

22 ページ



オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- その他請負人等が上記①アから③エに掲げる事項を円滑に実施するための配慮

全国安全週間説明会を開催します

第 97 回目となる全国安全週間（7月1日～7日）を迎えるに当たり、県内の各監督署と労働基準協会各支部は、準備期間中の6月に、下記のとおり説明会を開催します。

各説明会では、全国安全週間実施要綱に加え、労働災害発生状況や増加している行動災害防止のポイントなどについて説明します。

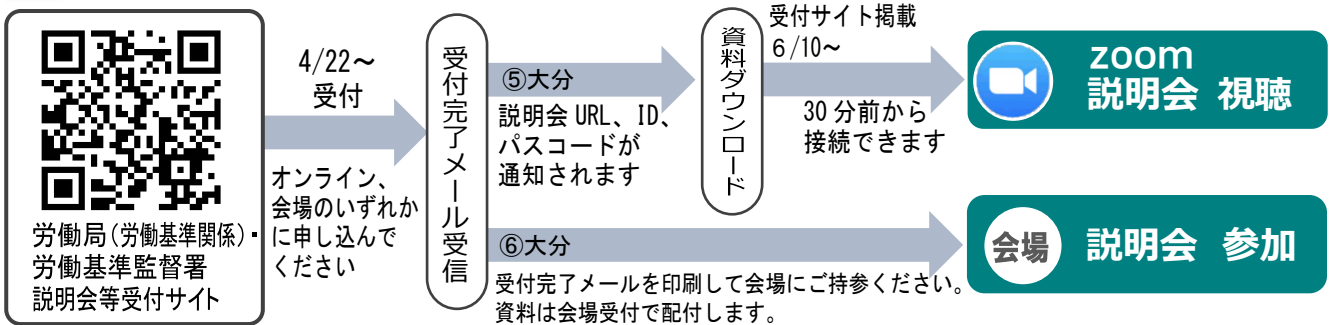
事業主又は安全担当者の皆様におかれましては、管轄監督署の説明会開催方法を確認の上、参加いただきますようお願いいたします。



説明会の開催日時

監督署・協会支部	No.	月日(曜)	時間	場所又は開催方法	申込	対象地域
豊後大野	①	6月7日(金)	14時～16時	豊後大野市神楽会館	不要	竹田市、豊後大野市
佐伯	②	6月12日(水)	14時～16時	臼杵市中央公民館	不要	佐伯市、臼杵市、津久見市
	③	6月13日(木)	14時～16時	佐伯市弥生地区公民館		
中津	④	6月13日(木)	10時30分～12時 対象 製造業・運輸交通業	宇佐文化会館 小ホール	不要	中津市、豊後高田市、宇佐市
			13時30分～15時 対象 上記以外の業種			
大分	⑤	6月13日(木)	14時～15時30分	オンライン 定員 500名	受付サイト から申込要 6月7日〆切	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村
	⑥	6月14日(金)	14時～15時30分	ビーコンプラザ 中会議室 定員は申込先着 200名		
日田	⑦	6月20日(木)	14時～16時	日田市民文化会館 大ホール	不要	日田市、玖珠町、九重町

受付サイトを利用する説明会（大分⑤⑥）の当日までの流れ



- オンライン説明会⑤は、Web 会議サービス Zoom（ズーム）を使用します。Zoom の視聴にはインターネット環境が必要です。視聴に使用する端末に Zoom アプリをインストールすることをお勧めします。
- 大分署開催の説明会は「⑤オンライン」又は「⑥会場」のいずれかを選択して参加してください。どちらも受付サイトからの申込みが必要です。なお、6月14日開催「⑥会場」の定員は申込先着 200 名です。

その他の会場説明会（①②③④⑦）の留意事項

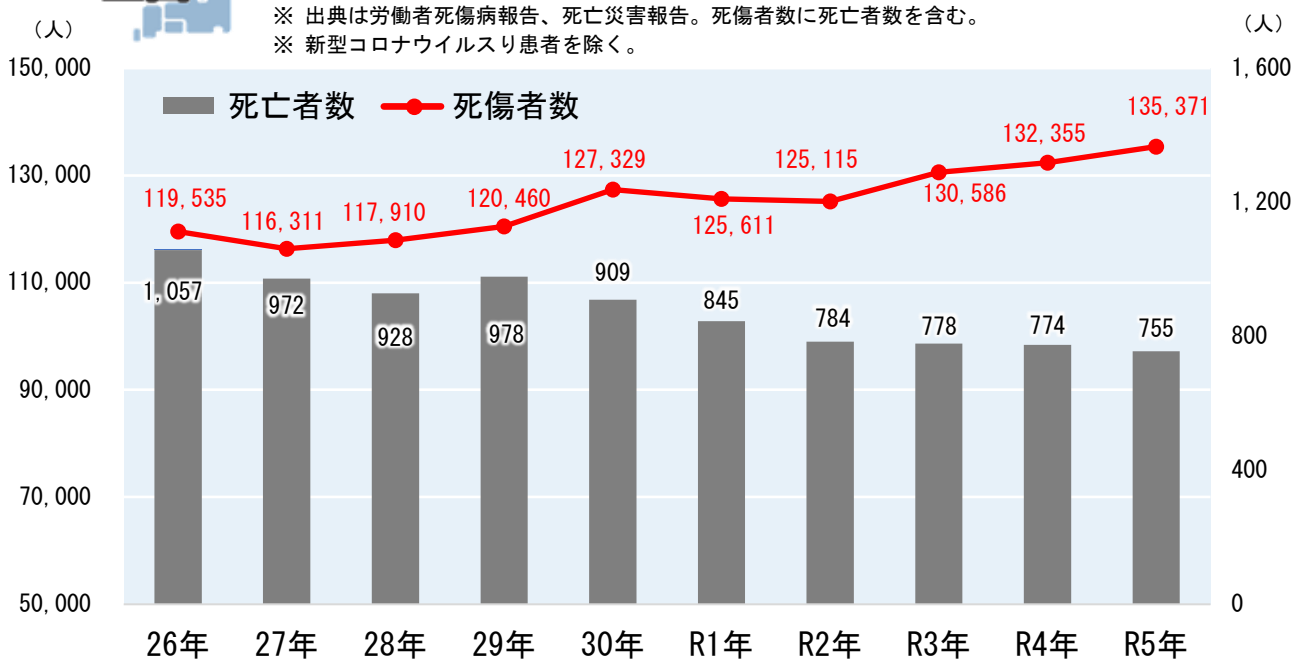
- 事前の申込みは不要です。当日は 5 月中旬に各監督署から送付される案内文を会場にご持参ください。
- 資料は、会場受付で案内文と引き換えに配付します。

労働災害発生状況



休業4日以上の死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。死傷者数に死亡者数を含む。
 ※ 新型コロナウイルスリ患者を除く。

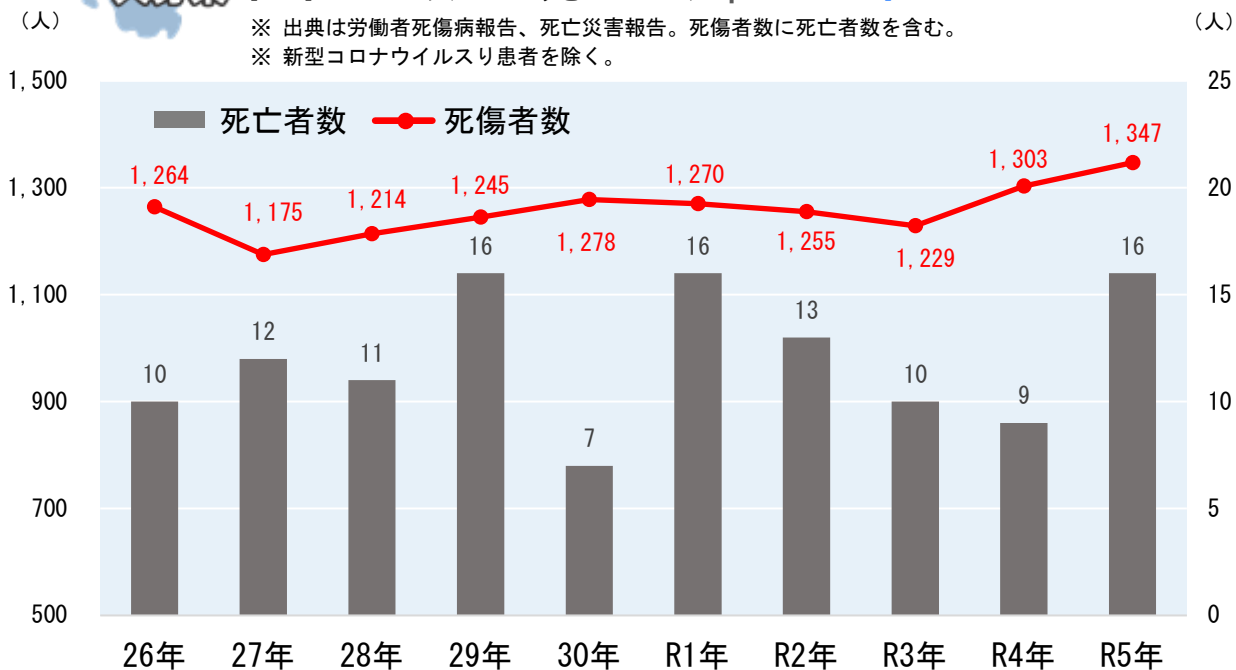


- ☞ 令和5年の死亡者数は755人で、前年から19人減少しました。
- ☞ 令和5年の死傷者数は、3年連続で増加し（前年比+2.3%）、過去10年間で最多となりました。
- ☞ 令和5年の新型コロナウイルスリ患者（休業4日以上）は、33,637人でした。

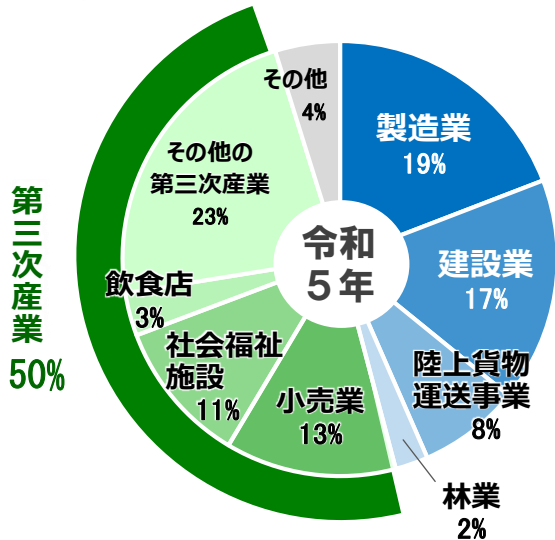


休業4日以上の死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。死傷者数に死亡者数を含む。
 ※ 新型コロナウイルスリ患者を除く。

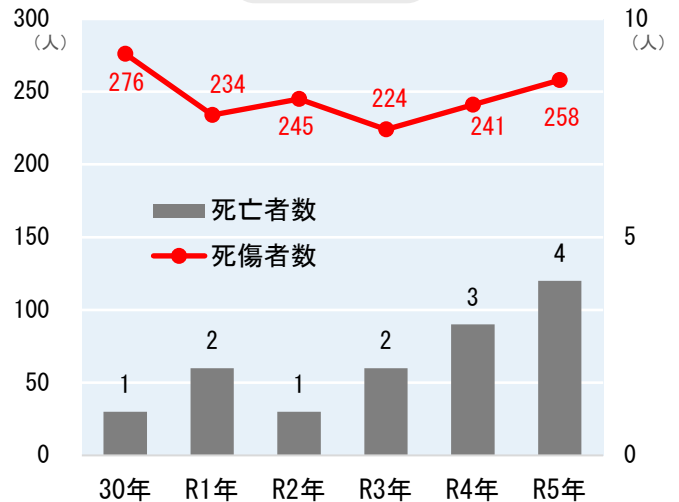


- ☞ 令和5年の死亡者数は16人で、過去10年で最多タイとなりました。死亡者の業種内訳は、建設業7人、製造業4人、畜産・水産業3人、商業2人でした。
- ☞ 令和5年の死傷者数は、2年連続で増加し（前年比+3.4%）、過去10年間で最多となりました。
- ☞ 令和5年の新型コロナウイルスリ患者（休業4日以上）は、309人（前年比-1,336人）でした。



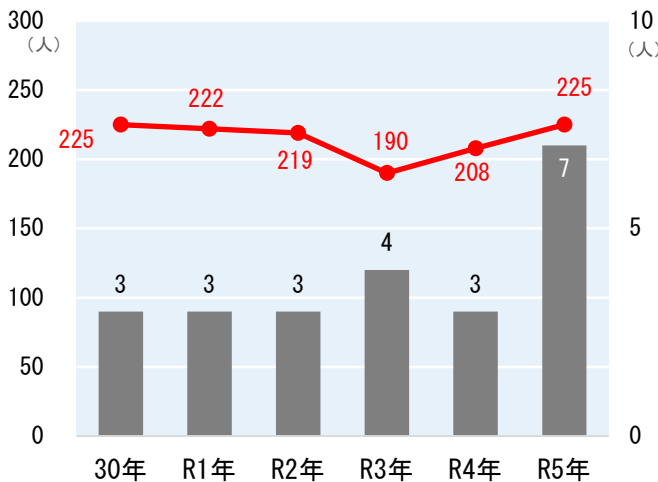
☞ 第三次産業の労働災害が50%を占めています。

製造業



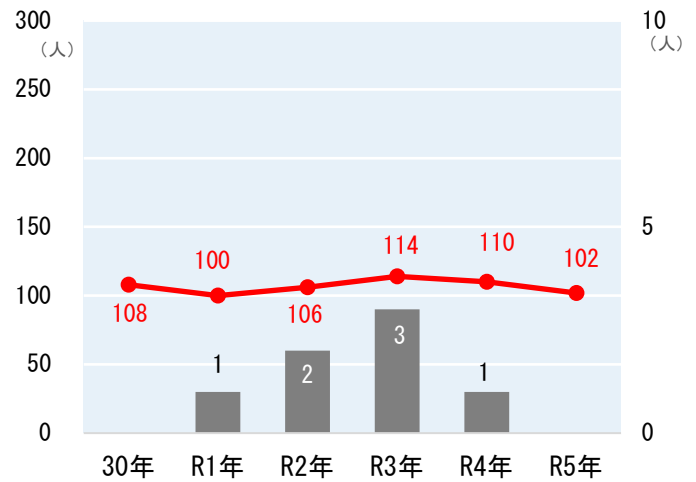
☞ 死亡災害が4件発生しました。
☞ 死傷者数は2年連続で増加しました。

建設業



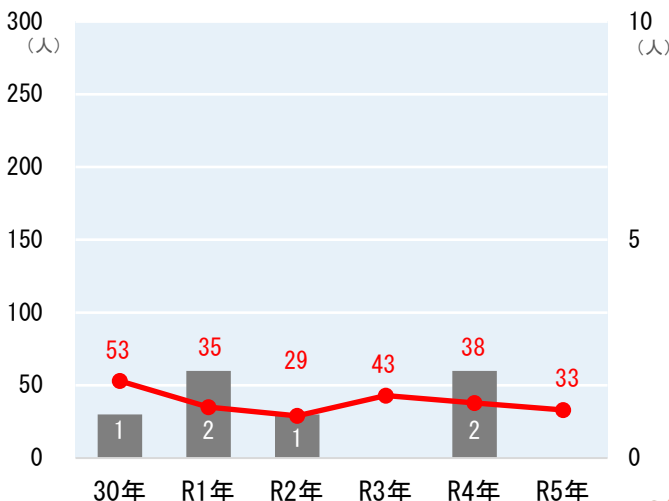
ココがPoint!
☞ 死亡災害は7件発生しました。
☞ 死傷者数は2年連続で増加しました。

陸上貨物運送事業



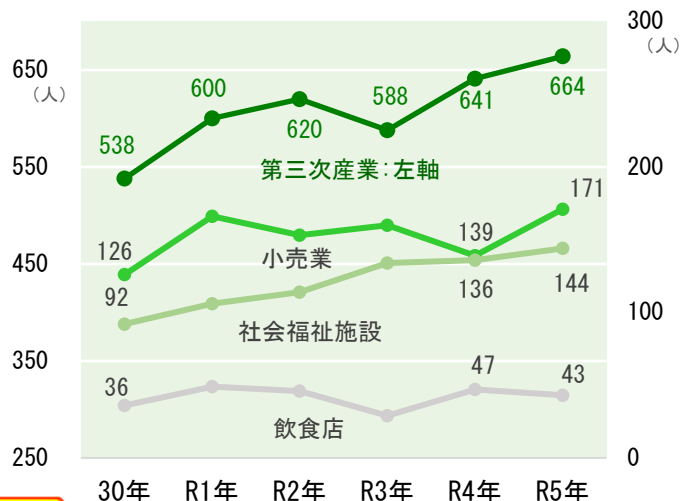
☞ 死亡災害ゼロは4年ぶりでした。
☞ 死傷者数は2年連続で減少しました。

林業



☞ 死亡災害は発生しませんでした。
☞ 死傷者数は5年間で37%減少しました。

第三次産業 | 死傷者数



ココがPoint!
☞ 第三次産業の死傷者数は、5年間で23%増加しています。とくに、小売業と社会福祉施設が増加を続けています。

業種	令和5年		令和4年		死傷者増減数	死傷者前年比
	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者		
1 食料品製造業		54		44	10	122.7%
2 繊維工業		0		0	0	
3 衣服その他の繊維製品製造業		4		3	1	133.3%
4 木材・木製品製造業		28		25	3	112.0%
5 家具・装備品製造業		5		5	0	100.0%
6 パルプ・紙・紙加工品製造業		3		2	1	150.0%
7 印刷・製本業		1		0	1	
8 化学工業		12		16	▲4	75.0%
9 窯業土石製品製造業	1	26		18	8	144.4%
10 鉄鋼業	1	6	1	5	1	120.0%
11 非鉄金属製造業		3		0	3	
12 金属製品製造業	1	33		27	6	122.2%
13 一般機械器具製造業		7	1	10	▲3	70.0%
14 電気機械器具製造業		15		7	8	214.3%
15 輸送用機械等製造業		37		52	▲15	71.2%
16 電気・ガス・水道業		2		4	▲2	50.0%
17 その他の製造業	1	22	1	23	▲1	95.7%
1 製造業	4	258	3	241	17	107.1%
2 鉱業		1		0	1	
1 土木工事業	6	83		71	12	116.9%
2 建築工事業		79	2	85	▲6	92.9%
3 その他の建設業	1	63	1	52	11	121.2%
3 建設業	7	225	3	208	17	108.2%
1 鉄道・軌道・水運・航空業		3		1	2	300.0%
2 道路旅客運送業		17		8	9	212.5%
3 道路貨物運送業		102	1	108	▲6	94.4%
4 運輸交通業		123	1	118	5	104.2%
1 陸上貨物取扱業		0		2	▲2	0.0%
2 港湾運送業		3		5	▲2	60.0%
5 貨物取扱業		3		7	▲4	42.9%

業種	令和5年		令和4年		死傷者増減数	死傷者前年比
	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者		
1 農業		24		34	▲10	70.6%
2 林業		33	2	38	▲5	86.8%
6 農林業		57	2	72	▲15	79.2%
1 畜産業	2	13		12	1	108.3%
2 水産業	1	3		4	▲1	75.0%
7 畜産・水産業	3	16		16	0	100.0%
1 卸売業		25		28	▲3	89.3%
2 小売業	2	171		139	32	123.0%
3 理美容業		2		3	▲1	66.7%
4 その他の商業		10		12	▲2	83.3%
8 商業	2	208		182	26	114.3%
9 金融・広告業		18		6	12	300.0%
10 映画・演劇業		0		0	0	
11 通信業		16		9	7	177.8%
12 教育・研究業		7		13	▲6	53.8%
1 医療保健業		57		61	▲4	93.4%
2 社会福祉施設		144		136	8	105.9%
3 その他の保健衛生業		2		1	1	200.0%
13 保健衛生業		203		198	5	102.5%
1 旅館業		37		34	3	108.8%
2 飲食店		43		47	▲4	91.5%
3 その他の接客娯楽業		20		22	▲2	90.9%
14 接客娯楽業		100		103	▲3	97.1%
15 清掃・と畜業		68		84	▲16	81.0%
16 官公署		4		1	3	400.0%
17 その他の事業		40		45	▲5	88.9%
第三次産業合計	2	664		641	+23	103.6%
合計	16	1,347	9	1,303	+44	103.4%

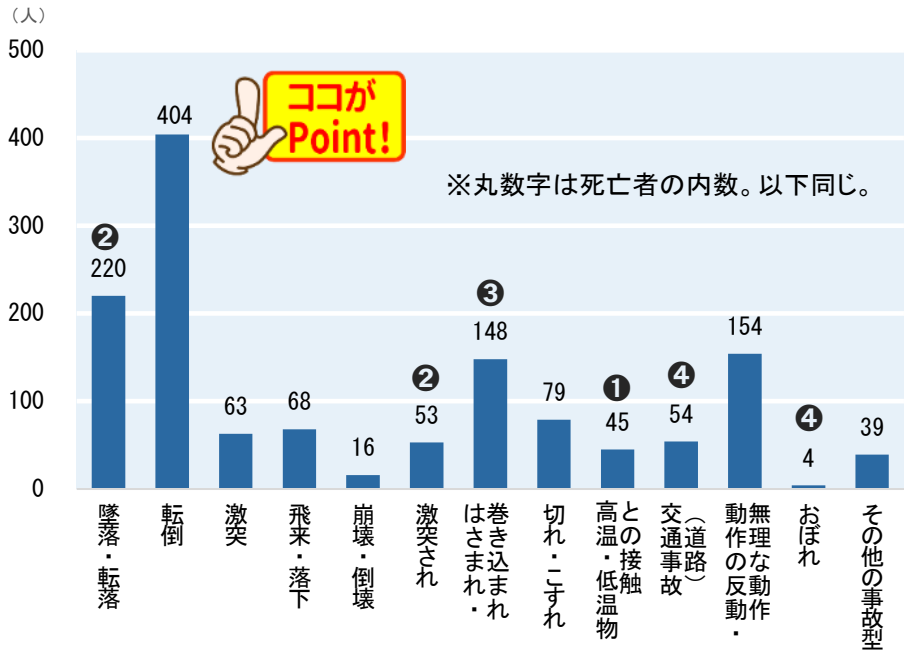
※死亡者数は、死傷者数の内数。

※「第三次産業」は8号～17号の合計。

※前ページの「陸上貨物運送事業」は4-3と5-1の合計。

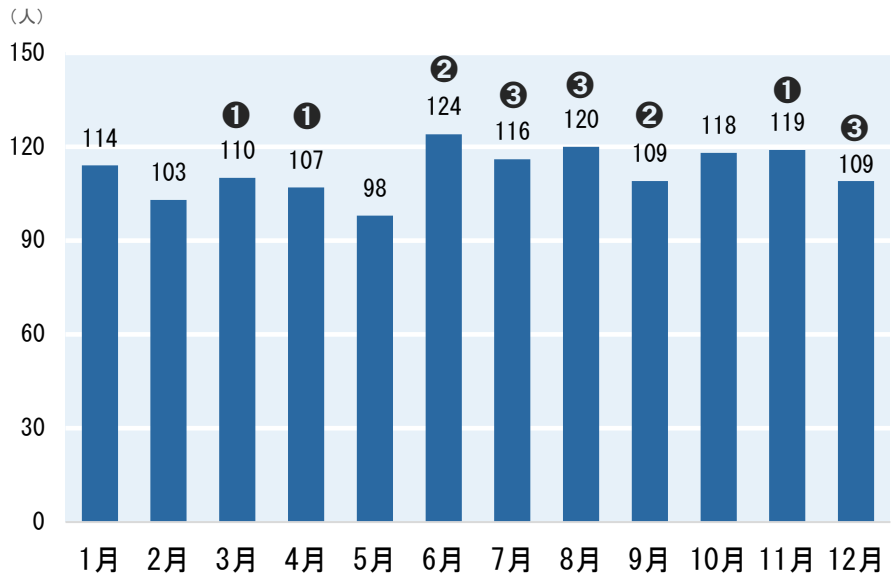
事故の型別

- ☞ 14年連続で「転倒」が最多となっています。
令和5年の「転倒」の割合は29.9%となっています。
- ☞ 「交通事故（道路）」、「おぼれ」で4件、「はさまれ、巻き込まれ」で3件の死亡災害が発生しています。
- ☞ 「動作の反動、無理な動作」には腰痛などが含まれています。



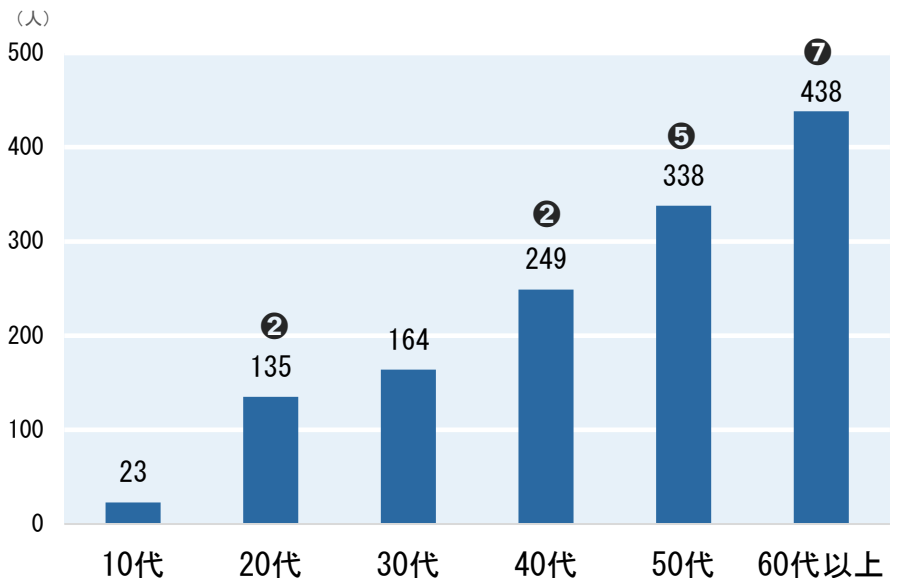
発生月別

- ☞ 6月に最も多く発生しています。次いで8月、11月の順に多くなっています。
- ☞ 死亡災害は6月から9月までの間に10件発生しました。

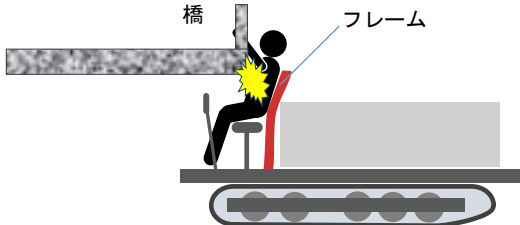
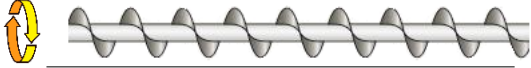


被災者年齢別

- ☞ 年代が高くなるにつれて死傷者が増えています。50代以上で全体の57%となっています。
- ☞ 死亡者は50代以上で全体の75%（12人）となっています。



大分県 死亡災害発生状況 | 令和5年

No.	発生月	性別	職種	災害発生状況
	時間帯	年齢	経験	
	業種	事故の型 起 因 物		
1	3月	男	土工	生コンクリートの運搬に使っていた農業用小型運搬車（最大積載荷重0.5 t）の運転席に乗って川床を前進させていたところ、当該運搬車と橋の側面との間に上半身を挟まれたもの。
	13時台	40代	3年	
	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ 整地・運搬・積込み用機械		
				<p>原因 走行範囲を明確に定めていないなど、安全な作業方法の検討を行っていなかったこと。</p> <p>対策 構造物に挟まれるおそれがある場合には、停止位置を明確に定めるとともに、作業の監視を行うこと。</p>
2	4月	男	作業員	業務用乾燥機から布おむつを取り出す作業に従事していたところ、乾燥機の鋼製ふたと乾燥機本体との間に首を挟まれているところを発見されたもの。
	12時台	50代	15日	
	その他の製造業	はさまれ、巻き込まれ 乾燥設備		
3	6月	男	作業員	牛（約30頭）を牛舎へ移動させた後、牛舎の床に埋もれた状態で発見されたもの。
	13時台	50代	15年	
	畜産業	激突され その他の環境等		
4	6月	男	作業員	豚の糞を収集・排出するスクリーコンベヤーの周辺に堆積した糞を掻き落としていたところ、下半身を巻き込まれたもの。
	10時台	50代	10年	
	畜産業	はさまれ、巻き込まれ コンベア		
<p>原因 コンベヤーの回転軸に覆い等の接触防止措置を講じていなかったこと。</p> <p>対策 コンベヤーの回転軸の周囲に覆いを設けること。 労働者が近づくことができない柵等を設けること。</p>				 <p>スクリーコンベヤーのイメージ</p>
5	7月	男	作業員	砂防ダム工事現場で、大雨のため片付け作業をしていたところ、増水した川に流されたもの。
	15時台	40代	20年	
	土木工事業	おぼれ 水		
6	7月	男	現場代理人	砂防ダム工事現場で、大雨により増水した川に流された作業員を救出しようとして、流されたもの。
	15時台	60代	47年	
	土木工事業	おぼれ 水		
7	7月	男	作業員	土地造成工事現場で作業して帰宅したが、同日夜に救急搬送され、熱中症により死亡したもの。
	19時台	50代	2年	
	土木工事業	高温・低温の物との接触 高温・低温環境		
8	8月	男	配達員	原動機付自転車で新聞配達中、電柱に激突して倒れているところを発見されたもの。
	5時台	60代	13年	
	小売業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク		

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
	業 種	事 故 の 型		
		起 因 物		
9	8月	男	配達員	原動機付自転車で新聞配達中に道路から水田に転落した後、道路脇の側溝で倒れているところを発見されたもの。
	5時台	60代	5年	
	小売業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク		
10	8月	男	作業員	片側1車線の農道の草刈作業中、車道で交通誘導をしていたところ、走行してきた一般車両にはねられたもの。
	13時台	60代	16年	
	土木工事業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク		
11	9月	男	作業員	道路新設工事において、斜面の立木（榎、胸高直径40cm）を伐倒するためにチェーンソーで追い口を作っていたところ、当該立木が裂けて激突したもの。
	9時台	50代	5年	
	土木工事業	激突され 立木等		
11	原因 受け口の深さが不足していたこと。 偏心木の伐倒に当たって裂け上がりの危険を防止する措置を講じていなかったこと。			
	対策 立木を伐倒するときには、伐根直径の4分の1以上の受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。			
12	9月	男	作業員	2階建て建物の外階段で、階段の水洗い作業をしていたところ、足を踏み外して階段を転落したものの。
	13時台	80代	33年	
	金属製品製造業	墜落、転落 階段、栈橋		
13	11月	男	作業員	排ガス処理設備に接続した排気口内で清掃作業を行っていたところ、約3m下の排ガス処理設備内に墜落したものの。
	20時台	20代	9年	
	鉄鋼業	墜落、転落 その他の炉、窯等		
14	12月	男	運転手	トラックで工事現場に向かう途中、信号機がある交差点で大型トレーラーと衝突したものの。
	12時台	60代	38年	
	その他の建設業	交通事故（道路） トラック		
15	12月	男	運転手	コンクリートミキサー車を洗っていた被災者が、洗車場端から1.6m下の集水樹に頭部が浸かった状態で発見されたもの。
	10時台	70代	39年	
	窯業土石製品製造業	おぼれ その他の仮設物、建築物、構築物等		
15				原因 洗車場の端で洗車作業を行わせるに当たり、墜落による危険を防止する措置を講じていなかったこと。 対策 洗車場の端で墜落の危険がある箇所に、手すりを設ける等の墜落防止措置を講じること。
16	12月	男	作業員	海上において定置網の入れ替え作業中、定置網に接続したロープを外した際の反動で乗っていた小型船が揺れ、海に転落しておぼれたもの。
	8時台	20代	7年	
	水産業	おぼれ その他の乗物		

第14次 労働災害 防止計画

大分労働局

アウトプット指標の達成状況まとめ

令和5年度

令和6年度

令和7年度

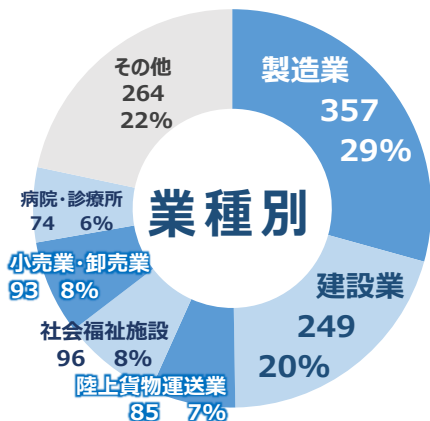
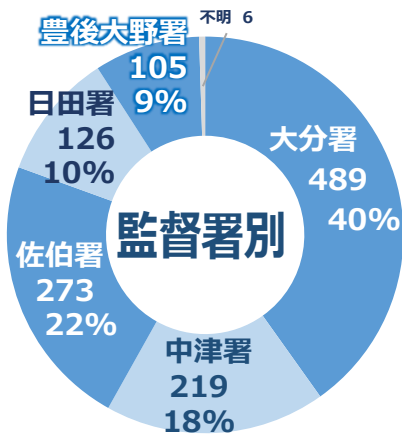
令和8年度

令和9年度

14次防の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。
重点事項ごとに定めた**アウトプット指標**により、毎年、実施状況を確認・評価します。
取組状況点検票の回収状況とアウトプット指標の達成状況は以下のとおりです。

14次防取組状況点検票の回収状況

令和6年4月19日現在
N=1,218



14次防 キーワード解説

**アウトプット
指標**

重点事項に係る
取組の進捗状況を
確認する指標のこと

**アウトカム
指標**

アウトプット指標が
達成されたときに
期待される効果のこと

アウトカム指標の達成を目指した場合に
期待される結果

死亡者数 13 次防比較で
10%以上減少

死傷者数 令和4年比較で減少

アウトプット指標の達成状況

令和6年4月19日現在

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

取り組んでいる	73%	取り組んでいない	23%	回答なし	4%
---------	-----	----------	-----	------	----



集計母数 1,218
全業種

卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における**正社員以外の労働者への安全衛生教育**の実施率を令和9年までに80%以上とする。

実施している	88%	実施していない	10%	回答なし	2%
--------	-----	---------	-----	------	----



集計母数 242、正社員のみ 21
小売業・卸売業、病院・診療所、社会福祉施設

介護・看護作業において、**ノーリフトケア**を導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

導入している	44%	導入していない	41%	回答なし	15%
--------	-----	---------	-----	------	-----



集計母数 170
病院・診療所、社会福祉施設

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドラインに基づく**高齢労働者の安全衛生確保の取組**（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している	48%	実施していない	47%	回答なし	5%
--------	-----	---------	-----	------	----



集計母数 1,066
60歳以上がいない 152
全業種

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、**外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育**を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している	52%	実施していない	40%	回答なし	8%
--------	-----	---------	-----	------	----



集計母数 381
外国人労働者がいない 837
全業種

業種別の労働災害防止対策の推進

「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する**陸上貨物運送事業等**の事業場（荷主となる事業場含む）の割合を令和9年までに45%以上とする。

実施している	68%	実施していない	29%	回答なし	3%
--------	-----	---------	-----	------	----



集計母数 189
陸上貨物運送事業、荷主事業場

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む**建設業**の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

実施している 84%	実施していない 11%	回答なし 5%
------------	-------------	---------



集計母数 249
建設業

「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む**製造業**の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

実施している 82%	実施していない 6%	回答なし 12%
------------	------------	----------



集計母数 357
製造業

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する**林業**の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している 79%	回答なし 21%
------------	----------



集計母数 14
林業

労働者の健康確保対策の推進

年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。 **平均 63.4%**



集計母数 1,015、回答なし 203
全産業

勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

導入している 37%	導入していない 59%	回答なし 4%
------------	-------------	---------



集計母数 1,218
全産業

メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。

取り組んでいる 70%	取り組んでいない 28%	回答なし 2%
-------------	--------------	---------



集計母数 1,218
全産業

使用する労働者50人未満の小規模事業場における**ストレスチェックの実施**の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している 46%	実施していない 53%	回答なし 1%
------------	-------------	---------



集計母数 811
全産業、労働者50人未満事業場

各事業場において必要な**産業保健サービス**を提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

提供している 85%	提供していない 12%	回答なし 3%
------------	-------------	---------



集計母数 1,218
全産業

化学物質等による健康障害防止対策の推進

安衛法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている**化学物質について、ラベル表示・SDSの交付**を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

ラベル表示を行っている 79%	行っていない 14%	回答なし 7%
-----------------	------------	---------



集計母数 555、取扱いなし 663
全産業

SDSを交付している 75%	交付していない 17%	回答なし 8%
----------------	-------------	---------



集計母数 539、取扱いなし 679
全産業

安衛法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、**リスクアセスメント**を行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の**危険又は健康障害を防止するため必要な措置**を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

リスクアセスメントを実施している 75%	実施していない 17%	回答なし 8%
----------------------	-------------	---------



集計母数 548、取扱いなし 670
全産業

危険又は健康障害の防止に必要な措置を実施している 74%	実施していない 17%	回答なし 9%
------------------------------	-------------	---------



集計母数 571、取扱いなし 647
全産業

熱中症災害防止のために**暑さ指数を把握**し活用している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

活用している 55%	活用していない 43%	回答なし 2%
------------	-------------	---------



集計母数 1,218
全産業

「14次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

大分労働局 14次防



アウトプット指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14次防取組状況点検票」の提出にご協力をお願いします。

14次防特設ページからWEB点検票で回答する又は点検票を管轄の監督署へ電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出してください。



14次防
特設ページ
はこちらから

転倒 災害を防止せよ

すべらない こぼさない 大分県



大分労働局 労働基準部 健康安全課

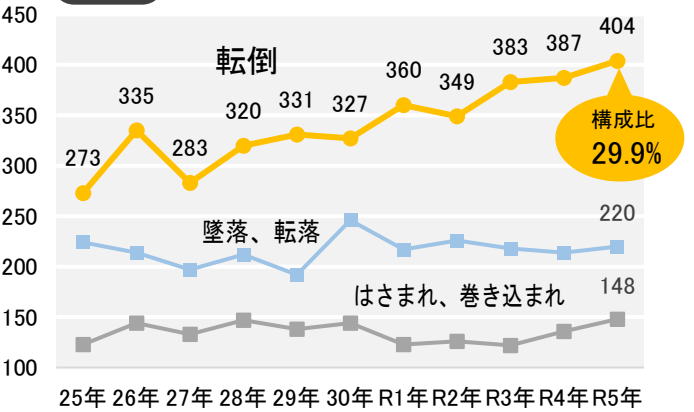
大分県では、労働災害のうち、転倒災害が29.9%を占めています 令和5年

厚生労働省などでは、平成27年から転倒災害防止に取り組んできましたが、大分県では、依然として、転倒災害の増加傾向に歯止めがかからず、休業4日以上労働災害の中で転倒災害が全体の29.9%を占め、最も多くなっています。

令和5年度から始まった第14次労働災害防止計画においても、転倒災害を労働者の作業行動に起因する労働災害として位置づけ、災害件数の減少を目指しています。

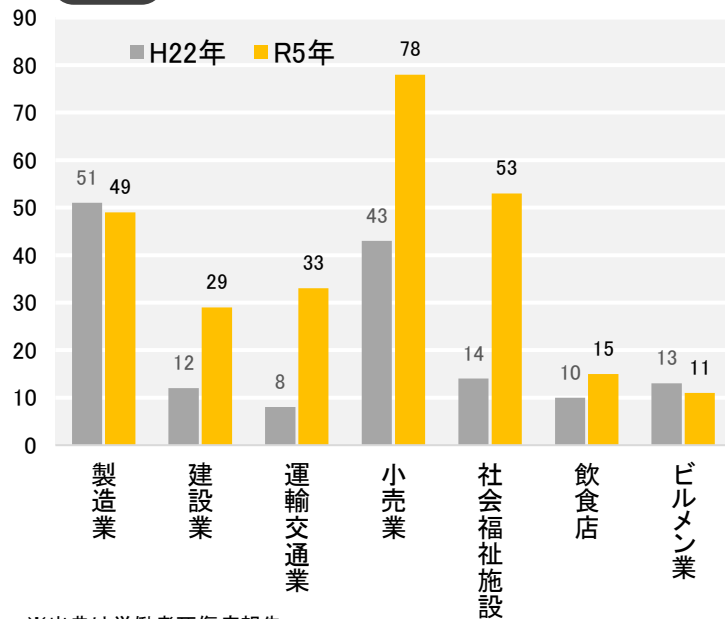
本ページでは、大分県における転倒災害の特徴と効果的な転倒災害防止対策を解説します。

大分県 事故の型別労働災害の推移 | 全産業

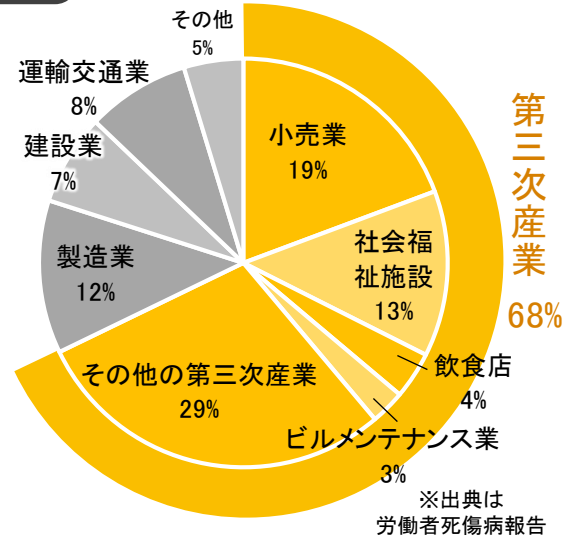


転倒災害の約7割は、第三次産業の職場で発生しています

大分県 転倒災害の業種別発生状況

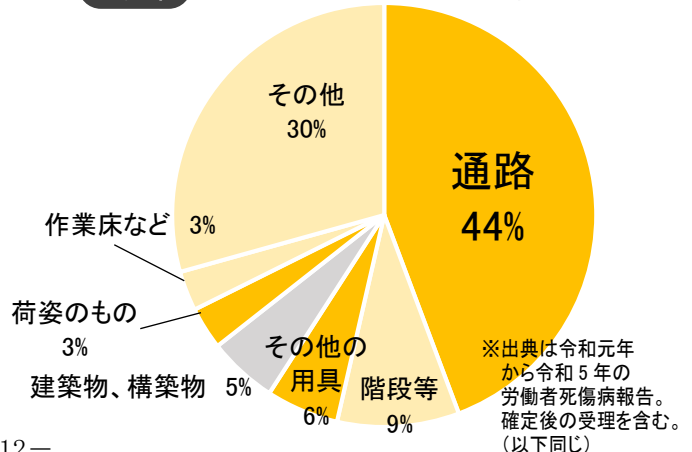


大分県 転倒災害の業種別発生割合 | 令和5年



転倒災害の起因物の半数は「通路」です

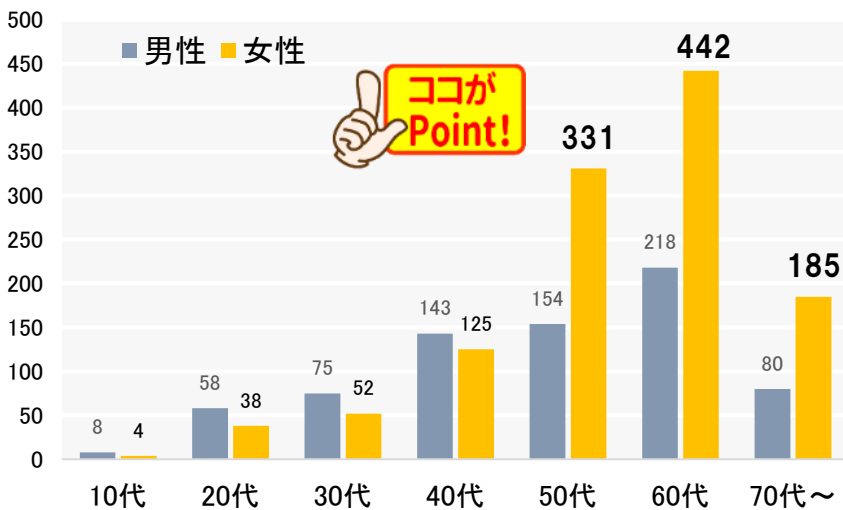
大分県 転倒災害の起因物別割合 | 過去5年



- ☞ 転倒災害は、平成22年と比較すると、製造業以外の主要産業で増加しています。
- ☞ 転倒災害のうち、68%が第三次産業の職場で発生しています。
- ☞ 平成22年との比較においても、第三次産業の増加率が高くなっています。
- ☞ 転倒災害の起因物は、「通路」が最も多く、44%を占めています。

転倒災害の50%は、50歳以上の女性が被災しています

(人) 大分県 転倒災害の年代別・男女別発生状況 | 過去5年



※出典は令和元年から令和5年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。

☞5年間の男女別発生件数は、男性：736 女性：1,177 と女性が多くなっています。

☞とくに50歳以上の女性の発生件数が多く、全体の50%を占めています。

☞50歳以上の男女比は概ね1：2となっています。

✓ 50歳以上の女性労働者への転倒災害防止の取組が必要です。

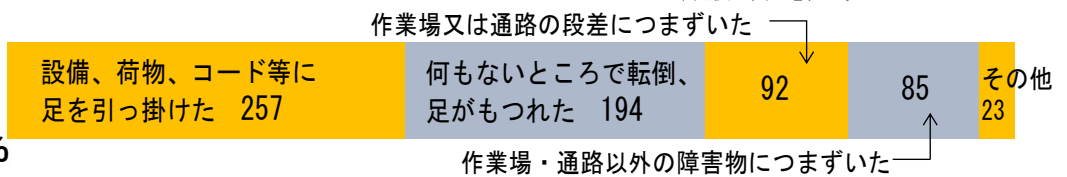


発生状況別では、つまずきが54%を占めています

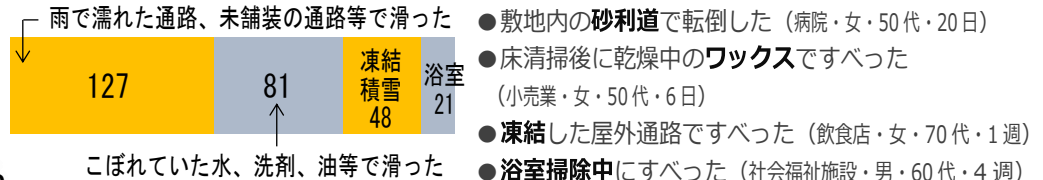
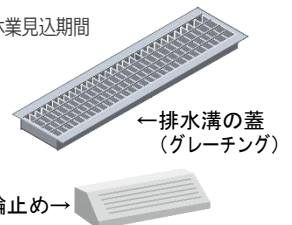
大分県で過去3年間（令和3年～5年）に発生した転倒災害を、発生状況別につまずき、すべり、踏み外しに分類した結果と、各発生状況別の災害事例は以下のとおりです。

大分県 転倒災害の発生状況別分類 | 過去3年

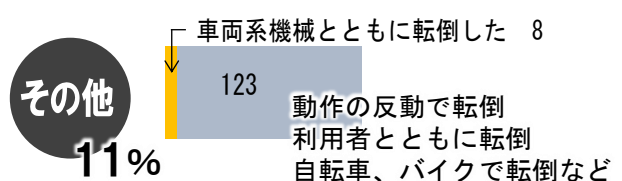
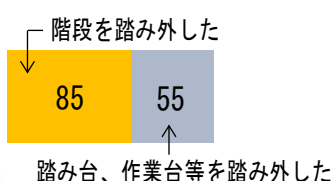
※出典は令和3年～5年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。



- 停めていたフォークリフトの爪につまずいた（食料品製造業・女・60代・2週）※期間は休業見込期間
- 走って移動中、パレットにつまずいた（電気機器用・通信機器用部品製造業・男・30代・9日）
- 厨房で作業台の脚に、足が引っかかった（社会福祉施設・女・70代・24日）
- 出入口の泥落としマットが浮いていたため、つまずいた（小売業・女・50代・3週）
- 扇風機のコードに足を引っかけた（印刷・製本業・女・70代・1か月）
- 病院の廊下を小走りで移動中、つまずいた（病院・女・50代・1か月）
- 調理室内で清掃中、排水溝の蓋を開けていたところ、排水溝に足が落ちた（食料品製造業・女・40代・6週）
- お客様の荷物を運んでいるときに駐車場の車輪止めにつまずいた（タクシー業・男・50代・2か月）



- 敷地内の砂利道で転倒した（病院・女・50代・20日）
- 床清掃後に乾燥中のワックスですべった（小売業・女・50代・6日）
- 凍結した屋外通路ですべった（飲食店・女・70代・1週）
- 浴室掃除中にすべった（社会福祉施設・男・60代・4週）

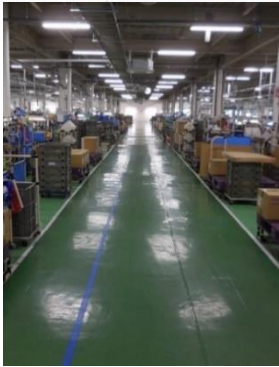


- 階段を下りていたところ、最後の1段を踏み外した（小売業・男・60代・1か月）
- 踏み台（高さ50cm）に乗って商品整理中、床面に降りる際に転倒した（小売業・女・70代・40日）
- 勝手口の踏み台の段差を踏み外した（飲食店・女・50代・1か月）

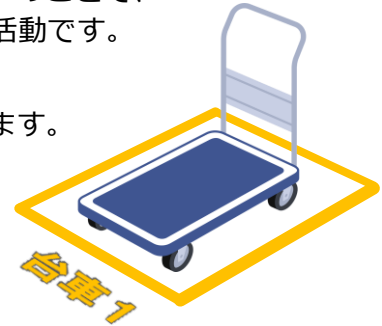


POINT 4S活動を徹底し、転倒要因を取り除く

SEIRI 整理 必要ない物は捨てる	SEITON 整頓 必要な物をすぐに取り出せるようにする	SEISOU 清掃 綺麗に掃除をする	SEIKETU 清潔 整理・整頓・清掃を維持する
--	--	--	--

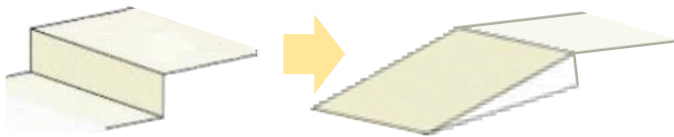


- ☞ 4Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。
- ☞ 4S活動は労働災害の防止だけではなく、**作業のしやすさ、作業の効率化も期待**できます。
- ☞ 人の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ☞ 床面に配置する用具、台車は、定位置を決めましょう。



POINT つまずきの原因を取り除いた上で、見える化に取り組む

- ☞ 事業場内の作業場所及び通路の凸凹や段差を解消する



←フロアマットの「めくれ」防止、「しわ」防止の対策を講じましょう

- ☞ 電気コード等の取扱いのルールを定めて、労働者に徹底させる
 - ・通路に電気コード等を横断させない → 架空配線又は床下配線を検討しましょう
 - ・電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させましょう

- ☞ つまずくおそれがある設備、家具等の脚部を見える化する

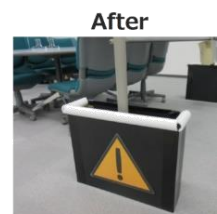
- ☞ 作業場・通路以外の障害物のつまずき防止対策を講じる



- ・駐車場と作業場所との間に、適切な通路を設定しましょう
- ・車輪止めの見える化を検討しましょう

- ・客先、訪問先、送迎先での危険箇所の情報を共有して転倒防止について

注意を喚起しましょう



POINT 加齢による転倒リスクを知り、転倒しにくい身体づくりに取り組む

- ☞ ロコチェックを使って移動機能を確認する

一般的に加齢とともに骨や関節、筋肉などの運動器が衰え、何もない場所であっても転倒するリスクが高くなります。

移動機能の衰えのサインがあるか「ロコチェック」を使って確かめましょう。

※ ロコモ (ロコモティブシンドローム) = 「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のこと。

※ ロコチェック = 「片脚立ちで靴下がはけない」などの7つの項目で確認します。



ロコモ ONLINE

- ☞ こつしょうしょう 市町村が実施している「骨粗鬆症検診」を受診する

中高年齢の女性については、前頁の災害発生状況のとおり、転倒による骨折のリスクが高くなっています。市町村が健康促進事業として一定年齢の女性住民を対象に実施している骨粗鬆症検診を受診しましょう。



政府広報オンライン

転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等を導入する

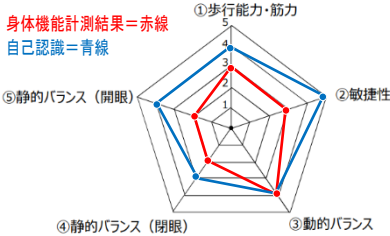


転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

厚生労働科学研究補助金 労働安全衛生総合研究事業の一環として制作したものです。多くの専門家が議論を重ね、心地よい音楽に乗せつつ効果のあるエクササイズの数々をバランスよく組み合わせ振り付けています。
1日1回行えば、ロコモの指標が改善します。



いきいき健康体操



転倒等リスク評価セルフチェック票

身体機能及び身体機能に対する認識等からレーダーチャートを作成することで自らの転倒等の災害リスクを認識し、労働災害の防止に役立てるものです。
左のチャートの場合は、身体機能が自分で考えている以上に衰えている状態です。とっさの行動を起こした際など、身体が思いどおりに反応しない場合があるので注意が必要です。



転倒等リスク評価セルフチェック票



POINT すべりの原因を取り除く

☞ 水、洗剤、油等がこぼれたら、すぐにふき取り、その状態を維持する
清掃エリアの立入禁止、清掃後に乾いた状態を確認してから解放する



☞ 防滑床材を導入する、摩耗したら再施工する
とくに水場には、防滑性能の高い床材を敷く、塗布する等の対策を講じる必要があります。浴室については、脱衣所等の近接エリアを濡らさない対策が必要です。



☞ 雨天時にすべりやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を講じる



☞ すべりにくい履物を使用させる 靴底のすべりにくさを上げることで転倒リスクを下げるすることができます

① サイズ

靴と足はフィットしていますか？

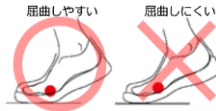
足に合った靴は、疲労の軽減、事故の防止につながります。



③ 屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか

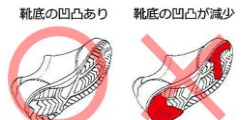
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、すり足になりやすく、つまずきの原因となります。



⑤ 靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、すべりやすくなります。



② 重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか

靴の重量がつま先部に偏っていると歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。



④ つま先部高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

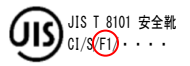
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



⑥ 耐滑性の有無

靴のすべりにくさを確認していますか

安全靴の場合、個装箱のJISマーク表示近くに「F1」又は「F2」の表示があるか確認してください。



POINT 階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で上り下りする

☞ 両手がふさがる荷物の運搬は、階段を避ける
照明が暗い、大きな荷物を抱えているなど、足元の見えづらい状態は階段の踏み外しにつながります。

安全の見える化事例1 ☞
階段に通行方向を明示するとともに、事故が起こりやすい最後の3段にカウントダウンの表示をして注意を喚起しています。



安全の見える化事例2 ☞
歩くべき場所と、段差の高さを明示するとともに、手すりの保持について注意しています。



「仕事柄、腰痛は仕方がない」とあきらめていませんか？

職場における腰痛予防対策

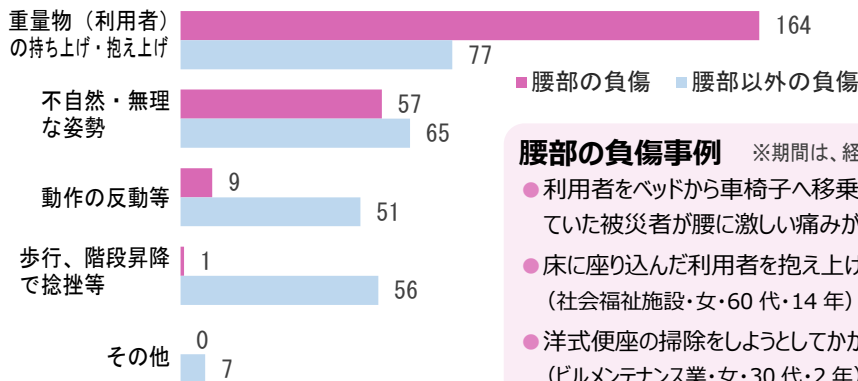


不自然な姿勢を長く続ける作業や利用者を抱きかかえることがある病院・社会福祉施設における腰痛は「職業病」とあきらめがちですが、しっかりと対策をすれば防ぐことができます。

職場における腰痛の発生状況

大分県 「動作の反動・無理な動作」の発生状況 | 過去3年

※出典は令和3年～5年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。以下同じ。N=487



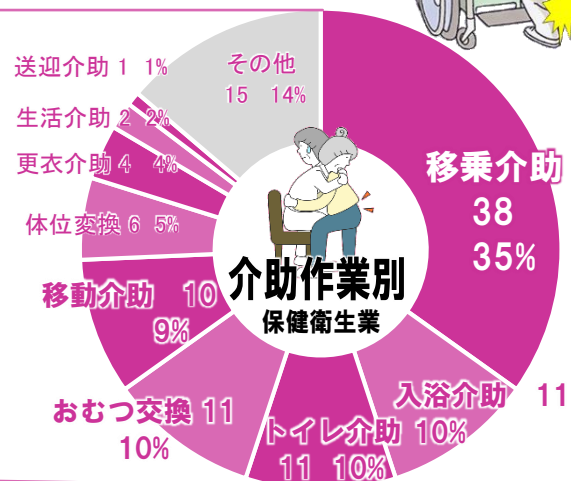
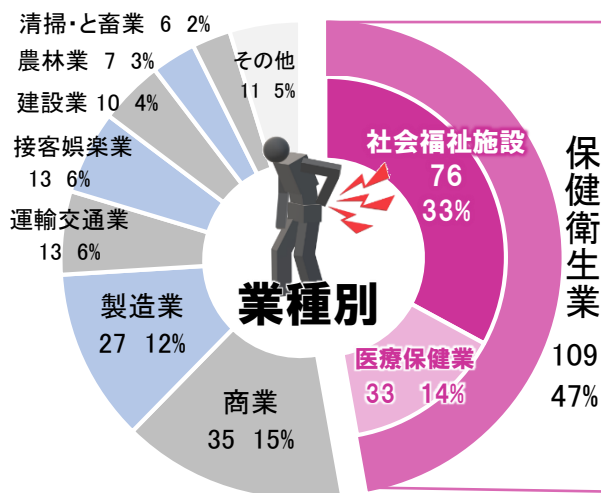
☞ 腰痛は、重量物の持ち上げ作業等で最も多く発生しています。

腰部の負傷事例 ※期間は、経験年数

- 利用者をベッドから車椅子へ移乗するため、2人で抱え上げたところ、足側を持っていた被災者が腰に激しい痛みが走った。（社会福祉施設・男・30代・5年）
- 床に座り込んだ利用者を抱え上げてベッドに移そうとしたところ、腰に痛みが走った。（社会福祉施設・女・60代・14年）
- 洋式便所の掃除をしようとしてかがんだ時に、腰に激痛が走った（ビルメンテナンス業・女・30代・2年）



大分県 腰痛発生状況 | 過去3年



☞ 腰痛の半数は、保健衛生業（社会福祉施設、病院が含まれます）で発生しています。

☞ 保健衛生業の内訳では、ベッド⇄車椅子などの移乗介助中の発生が35%を占め、最も多くなっています。

腰痛予防対策指針

腰痛とは？

一般的な腰痛の種類

腰痛症

ぎっくり腰（腰椎ねん挫等）

椎間板ヘルニア

椎体骨折

等がある

腰痛は、脊椎にあるクッションの働きをしている**椎間板**や**脊柱を支えている筋肉**等に障害が起きた際に発生します。

単に腰の痛みだけでなく、お尻から太もも、さらには膝関節を超えて足首や足先にわたり、しびれや痛みが広がるものもあり、**これらの痛みなども腰痛に含まれます。**

職場における腰痛の課題と対策

腰痛は個人の作業方法や体力の問題などと片付けられてしまいがちですが、業務上で発生する病気や怪我は、あくまで組織としての課題です。

職場における腰痛予防対策指針（平成25年改訂）では、各事業場において組織的に実施することが望まれる腰痛予防のための原始的な取組が示されています。



腰痛予防対策
厚生労働省 HP

- 法定の安全衛生管理体制の整備とともに**腰痛対策チームの活用**などを推奨しています。
- 腰痛を予防するための組織的取組として**作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育**の視点を踏まえた考え方や具体的対策を明示しています。

腰痛予防対策のポイント

POINT 1 人力によって取り扱える重量には目安があります

体力（筋力）を考慮し、人力による重量物取扱いにおける目安が示されています。

満 18 歳以上の労働者の人力のみにより取り扱う重量目安

- ＝男性は体重の 40% 以下
- ＝女性は男性目安の 60% 程度

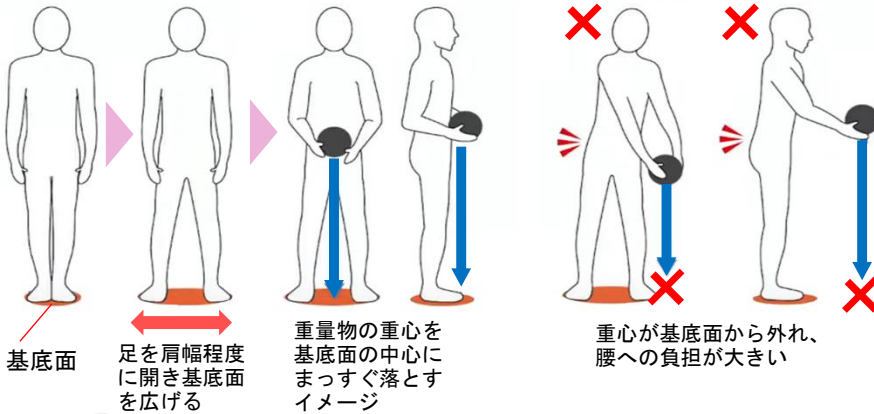
(例) 作業者の体重が 60 kg 程度の場合、
取り扱う重量物の目安重量

$$\begin{aligned} \text{男性} & 60 \text{ kg} \times 0.4 = 24.0 \text{ kg 以下} \\ \text{女性} & 24 \text{ kg} \times 0.6 = 14.4 \text{ kg 以下} \end{aligned}$$



POINT 2 腰部に負担の少ない姿勢を知る

- 足をしっかりと開いて、基底面を確保しましょう
- 重量物の重心を基底面の中心におくイメージで持ちましょう



注意
パワーポジション
でも危険がゼロ
ではない

パワーポジションをとって腰への負担を減らしましょう

パワーポジションは、スポーツの世界で使用される用語です。相手の動きに対して素早く反応するための姿勢で、その後の運動パフォーマンスが向上します。正しい姿勢をとることで腰への負担を軽減する効果があるため、物を持ち上げる際の基本姿勢として身につけましょう。

基本としてのパワーポジション

- ・背中が丸くならないようにする
- ・膝は、つま先より前に出さない
- ・下腹に力を入れたまま、尻を引いてから尻と足の力で持ち上げる
- ・胸を張って、尻を突き出す



POINT 3 原則、人力による人の抱え上げは行わせない

介助方法別 適切な作業方法

介護の現場には、福祉用具や機器を活用し、**ノーリフティングケア**（抱え上げない作業方法）を推奨しています。ノーリフティングケアを通じて、介護する側と介護される側の双方が安全で快適なケアを実現しましょう。

移乗介助

移乗介助において、人の抱え上げや腰のひねり、前屈み・中腰などの不自然な姿勢は、腰部に強い負荷がかかり、腰痛となるリスクが大きいので、そうした動作を避けます。



スタンディングマシンの使用例

対策のポイント

- 利用者の残存能力を活かす
- 複数人が補助機器を使用する
- スタンディングマシンやスライディングシートを活用する



入浴介助

頻繁に前屈み、中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じるほか、床面が滑りやすく転倒等で急性腰痛発症のリスクが高まります。高温多湿のため疲労が蓄積しやすいことや、作業衣が濡れることによる足腰の冷えも腰痛の発症に影響します。



対策のポイント

- 特殊浴槽やリフトを使用する
- 滑りにくい作業靴や滑り止めマットを使用する
- 水分補給をこまめにし、衣服が濡れた場合は着替える

清拭、おむつ交換、体位変換、清潔清容介助、食事介助

清拭、おむつ交換、衣服着脱、歯磨き、洗面、整髪、爪切り、食事介助においても前屈みや腰のひねりが頻繁に生じ、腰部に強い負荷がかかります。

対策のポイント

- 対象者に近づいて介助する
- ベッドの両脇を空けて複数の介護者で作業できるようにする
- 対象者が椅子に座る場合、介護者も椅子に座るか膝をつく



移動介助

ベッドに寝ている利用者の位置を移動させる場合は、ベッドの横に立って抱え上げて腰をひねったり、ベッドの上に立って深い前屈みや中腰姿勢で抱え上げたりすることで、腰部に過度の負担がかかります。



スライディングシートの使用例

対策のポイント

- ベッド上での移動はスライディングシートを使用する

POINT 4 おすすめ腰痛予防対策

事業場内施設等の活用

県内の介護施設では、利用者向けの施設を休憩時間に労働者へ開放する、常勤の理学療法士が労働者の腰痛予防対策を支援する等の取組がみられます。



好事例を取り入れる

全国の小売業、介護・看護の職場で腰への負担を減らした 111 事例について成果、内容等を紹介しています。腰痛予防対策にお役立てください。



厚生労働省HP
からダウンロード
67ページ



働く高年齢者の特性に配慮した

エイジフレンドリーな職場を目指しましょう

ガイドライン全文



高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン



ガイドラインで示す事業者の取組

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる所信表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。



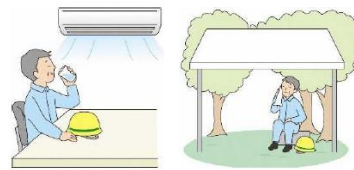
● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主としてハード面の対策)

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する。



警報音は中低音域に、パトライトは有効視野を考慮する

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理 (主としてソフト面の対策)

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時及び定期的健康診断を確実に実施するとともに高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※健康情報等を取り扱う際は、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。



転倒等リスク評価セルフチェック票



片足立ち 開眼又は閉眼で何秒立てるかを計測

4 健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (THP 指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針 (メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

エイジフレンドリー補助金のご案内

申請受付 **令和6年 10/31 まで**

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高齢労働者の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆様を支援します。

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	NEW ② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険に加入している中小企業事業者、かつ、1年以上事業を実施していること ・役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	労働者を常時1名以上雇用している （年齢制限なし）	補助金 特設ページ  補助金 Q&A 
補助対象概要と具体例	高齢労働者（60歳以上）が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う 設備・装置の導入 又は その他の労働災害防止対策 が対象 転倒・墜落災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策 ● 高所作業台の導入（自走式含まず、床面から2m未満の物が対象） ● 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の購入 など  腰痛予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ● パワーアシストスーツの導入 ● 移乗介助の身体的負担を軽減する機器の導入 ● ノーリフトケアの修得のための教育の実施 など  熱中症予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 体温を下げるための機能のある服の導入 など  ※労働者ごとに費用が生じる対策（高所作業台の導入、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）については、対策に関わる人数分に限り補助対象となる。	転倒防止 又は 腰痛予防 のため、専門家等による運動プログラムに基づいた ① 身体機能のチェック 及び ② 専門家等による実技の運動指導 等の経費が対象 ※ 専門家 とは・・・ 医師、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、転倒予防指導士、労働安全・衛生コンサルタント、柔道整復師、アスレティックトレーナー等のことです。 ※オンライン開催による運動指導等も対象です。 ※ ① 又は ② の片方の取組しかない運動指導プログラムは補助対象になりません。 ※このコースでは 運動器具 などの物品の購入はできません。 	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した コラボヘルス 等、 労働者の健康保持増進のための取組 に要する経費が対象 ※ コラボヘルス とは・・・ 医療保険者（協会けんぽ等）と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。 ※ 事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です。 健康教育、研修等 <ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断結果等を踏まえた産業医、保健師等による禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等を含む） システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等を行うシステムの導入 （初期導入費用のみ、PC購入は対象外） 栄養・保健指導
上補助制限額率	補助率 1/2		補助率 3/4
	上限額 100万円 （税抜き）		上限額 30万円 （税抜き）

注意事項

- 複数コース併せての上限額は100万円です。
- 複数コースで申請する場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- 申請内容を審査した上で、交付を決定するもので、全ての申請者に交付されるものではありません。

対象となる中小企業事業者の範囲

いずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

申請先・お問合せ先

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請担当 TEL 03-6381-7507

支払担当 TEL 03-6809-4085

受付時間 平日 10～12時、13～16時

休日 土日祝、8/13～16、12/30～1/3

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落対策の充実のための労働安全衛生規則の改正 **Q&A**

貨物自動車における荷役作業時の安全対策の充実のため、令和5年度に労働安全衛生規則が改正・施行されました。これまでに寄せられた改正規則に関する問い合わせ及びその回答を取りまとめましたので、対策の参考にしてください。

改正のあらまし



昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲拡大 令和5年10月1日施行

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象にしていたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられました。

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化 令和6年2月1日施行

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になりました。

運転位置から離れる場合の措置が一部改正 令和5年10月1日施行

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、**原動機の停止義務が除外**されました。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



規則改正
概要リーフレット



荷役作業の安全
対策ガイドライン

安衛法・安衛則の適用



白ナンバー（**自家用**）の貨物自動車
でテールゲートリフターを使用して荷を
積み卸す作業を労働者にさせる場合、
特別教育が必要ですか？

貨物自動車は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で「専ら荷を運搬する構造の自動車」と定義されています。

これに該当すれば、自家用・事業用の別、自動車検査証の用途区分等、他法令に基づく分類に関わらず安衛則の規定が適用されますので、特別教育が必要です。

保護帽の着用



「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの」に、**ウイング車**が含まれるとされていますが、ウイング車の側面を閉じ、開き止めの措置が講じられている場合であっても、**保護帽の着用**が必要ですか？



ウイング車

最大積載量が2トン以上のウイング車で荷を積む作業又は荷を卸す作業をさせる場合は、ウイングを閉じた場合であっても、労働者に保護帽を着用させなければなりません。

テールゲートリフターの特別教育



テールゲートリフターを操作することなく、テールゲートリフター上を經由して貨物自動車の荷台とプラットフォームの間で荷役作業を行わせる場合、**特別教育**は必要ですか？



特別教育の対象となる「テールゲートリフターの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられたキャストーストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作等が含まれます。

ご質問のケースでは、これらの業務を行わず、単にテールゲート上を經由して荷の積み卸し作業を行うのみである場合には、特別教育を実施する必要はありません。

また、荷を積み卸す作業を伴わない定期点検や、単に扉を開ける等のためにテールゲートリフターを操作する場合も、ご質問のケースと同様に特別教育を実施する必要はありません。

ただし、テールゲートリフターを開けた後、引き続き荷の積み卸し作業を行う場合は、特別教育が必要となります。

昇降設備



昇降設備には「貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含む」とされていますが、「**あおり内側回転式ステップ**」は含まれますか？



床面と荷台との間、床面と荷の上との間の昇降のために設ける昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むため、ご質問の「あおり内側回転式ステップ」も含まれます。

なお、昇降設備の設置は、貨物自動車の荷の積み卸し作業において墜落による危険を防止するための措置であるため、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きがあるものが望ましいことにご留意ください。

昇降設備に関しては、次のことにもご留意ください。



突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は墜落・転落するリスクが高いため、より安全な設備を設置してください。



可搬式の踏み台等の例



可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください



では、貨物自動車の側面荷台の下にある**巻き込み防止柵**は、昇降設備に含まれますか？



巻き込み防止柵は、一般的に、荷台又は荷台の上面への人の乗降を前提としていません。このため、強度や踏面の幅が確保されていないこと、滑り止めがないこと等から昇降設備として認められません。

ただし、人の乗降を想定した強度が確保され、昇降を行う部分に滑り止め加工や踏面の確保を行う等、昇降設備として安全に昇降できる機能があると認められるものは、昇降設備に含まれます。

運転位置から離れる場合の措置

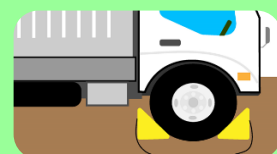


貨物自動車のエンジンを止めるとテールゲートリフターが操作できません。**エンジンを停止せず**、車両後方でテールゲートリフターを操作してもよいですか？

安衛則では、運転者が運転席から離れる場合には、貨物自動車の逸走を防ぐため、①荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置く、②エンジンを止める、③ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講じることが義務付けられています。

しかしながら、エンジンを止めると荷役装置が動かせない貨物自動車があること、テールゲートリフターの収納位置は必ずしも最低降下位置ではないことから、このケースにおいては今回の改正で①と②の義務が適用除外となり、①テールゲートリフターを最低降下位置に置かなくてもよい②エンジンを停止しなくてもよいこととなりました。

ただし、③の**逸走防止措置は適用が除外されません**。逸走防止措置として、ブレーキを確実にかけることのほか、輪止めを使用する等の対策を検討してください。



大分の夏を冷やせ!

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備期間

← キャンペーン期間

重点取組期間

大分県では、令和5年に133人（前年比+6人）が、職場における熱中症で治療を受けました。そのうち、休業4日以上となったのは12人（前年比+1人）で、死亡者1人を含んでいます。下記の期間ごとの実施事項を参考に、キャンペーンを展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう。

準備期間 4月

- 現場で作業を管理する者等から、熱中症予防管理者を選任する。
- JIS Z 8504、JIS B 7922 に適合した暑さ指数計を準備し、点検する。



- 暑さ指数に応じ、作業の中止、休憩時間の確保など、余裕を持った作業計画を立てる。

- 暑さ指数を下げる方法を検討する。
簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置、冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討する。



- 透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討。



空調服
フルハーネス対応



クールベスト

- 搬送する病院や緊急時の対応について確認し、周知する。

- 熱中症防止対策について管理者、労働者に対して教育する。

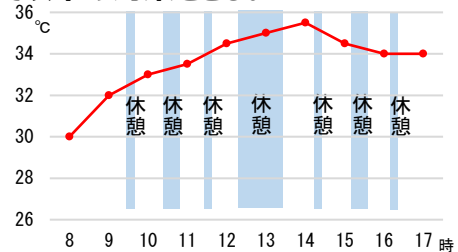


キャンペーン期間 5/1~9/30

STEP 1 暑さ指数計で暑さ指数（WBGT 値）を随時把握する。

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した WBGT 値に応じて以下の対策をとる。

- WBGT 値を下げるための設備を設置する。
- 休憩場所を整備する。
- 涼しい服装などを選択する。
- WBGT 値が高い時は、**単独作業を控え**、WBGT 値に応じて**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をする。
- 暑さに慣れるまでの間は**十分休憩をとり**、**1週間程度かけて徐々に身体をならす**。特に入職直後や夏季休暇あけは注意する。
- のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分をとる**。
- 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経系の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなる。医師の意見を聴いて人員を配置する。
- 前日のお酒の飲み過ぎ、寝不足はないか、朝食をきちんと取ったか、管理者は確認する。
- 管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認する。



STEP 3 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視により次の事項を確認する。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 暑さに慣れているか
- 水分や塩分を取っているか
- 体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか



- 異常時の措置
少しでも異変を感じたら…
- ☞一旦作業を離れる
- ☞病院へ運ぶ、又は救急車を呼ぶ
- ☞病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間 7月

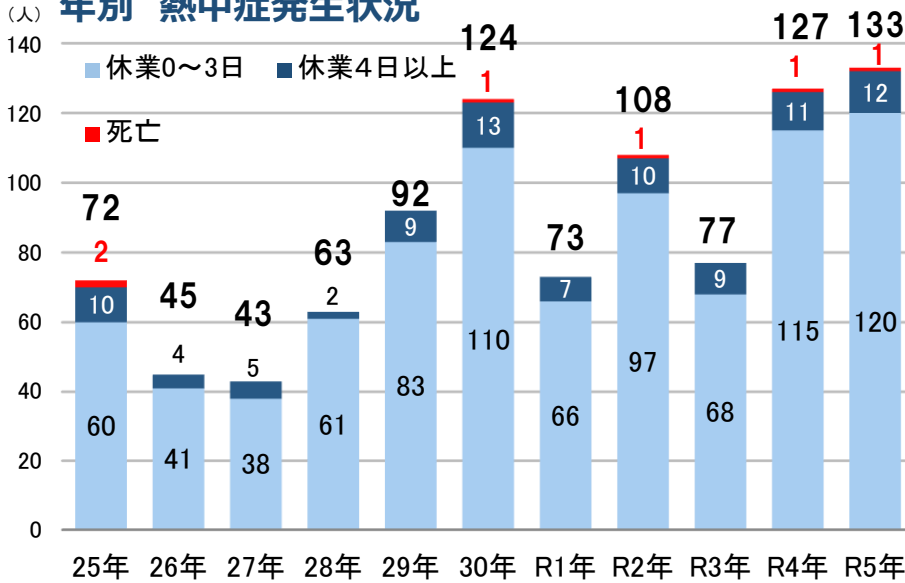
- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
- 梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する**。 □水分、塩分を積極的にとらせる。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎに注意する。当日の朝食はきちんと取る。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行う。
- 異常を認めたときは、**ためらうことなく病院に搬送する**。



大分県の職場における熱中症発生状況

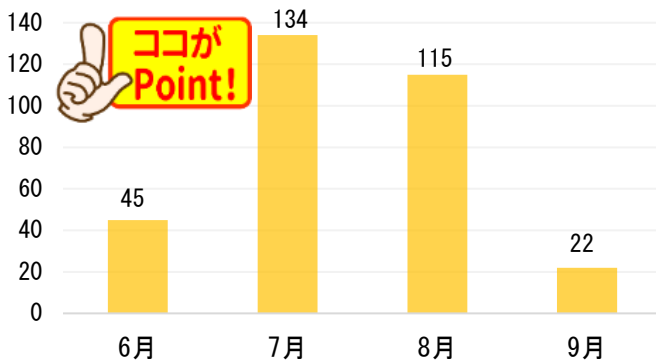
※労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。※「過去3年」は令和3年、令和4年、令和5年の集計値

年別 熱中症発生状況



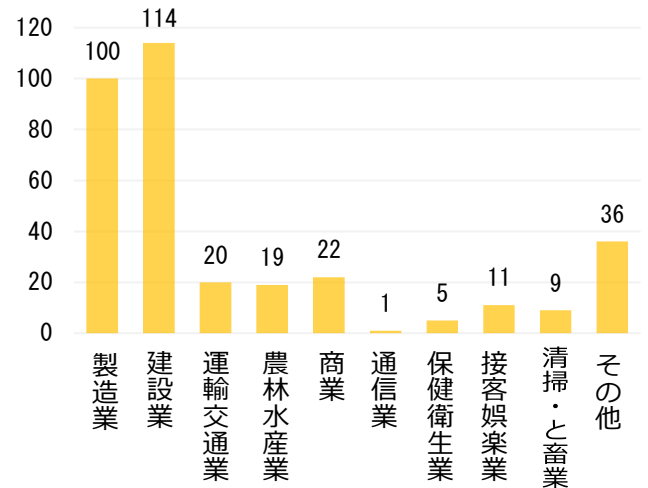
- ☞ 令和5年は133人が熱中症により治療を受けました。前年から6人増加し、集計を始めた平成25年以降で最多の人数でした。
- ☞ 令和5年は、建設業において熱中症による死亡災害が発生しました。
- ☞ 平成25年以降の熱中症による死亡者数の合計は6人です。

過去3年 月別 熱中症発生状況



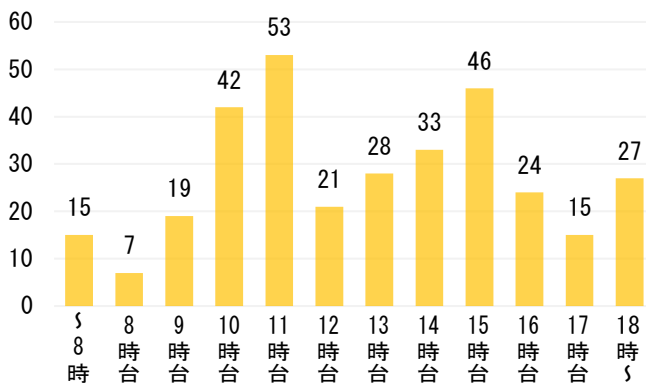
- ☞ 7月と8月に集中して発生しています。このことから、重点取組期間（7月）の予防対策に万全を期して、この2か月に臨むことが重要となります。

過去3年 業種別 熱中症発生状況



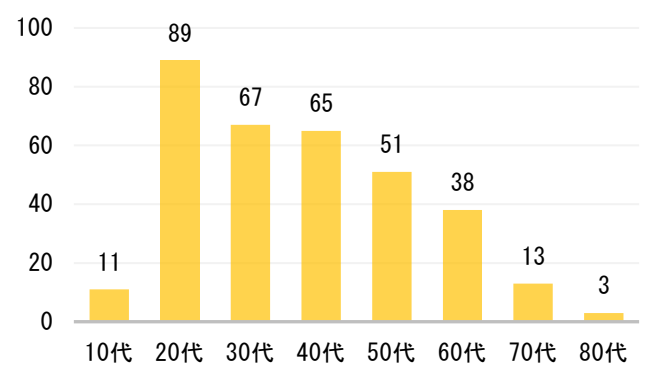
- ☞ 製造業と建設業の合計で、約6割を占めています。

過去3年 時間帯別 熱中症発生状況



- ☞ 作業開始から約2時間経過後の10時台、11時台と15時台に発生のピークが認められます。効果的な休憩取得の目安にしてください。
- ☞ 17時以降（勤務終了後）の発症にも注意が必要です。

過去3年 労働者年齢別 熱中症発生状況



- ☞ 20代と30代で約5割を占めています。夏季の作業経験が少ない等の原因が考えられます。
- ☞ 若年層に対する暑熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくようお願いします。

大分労働局独自の取組



大分労働局及び各労働基準監督署では、自主的な安全衛生管理をより一層推進し、安全な職場環境を形成するため、下記の取組を展開しています。

経営トップの安全衛生に関する所信表明

トップの所信表明 大分

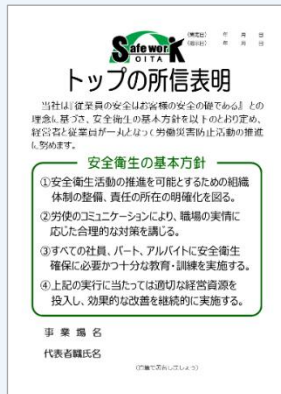


経営トップがその所信を表明することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むことが重要です。

大分労働局管内の事業場において、実際に経営トップが行った所信表明を、同意を得た上で公表させていただいています。

ここにある所信表明を参考にしながら、さらなる労働災害防止、快適な職場環境の形成が図られることが期待されます。

所信表明 作成例



特設ページ

所信表明様式は
こちらから



各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動

2 項目重点労働災害防止運動



作業に応じて、守るべきものは多い。
その中で「これだけは絶対に守るぞ」
という目標を 2 つに絞り込む。

各建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、特に遵守すべき 2 項目に絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一をするものです。本運動参加事業場は、企業名及び工事名称を公開しています。

掲示例

この現場は 2 項目重点労働災害防止運動に参加しています

これだけは絶対守るぞ！

- ① クレーン作業は「3・3・3 運動」実施で安全確認を徹底する
- ② 名前呼び合う掛け声運動の徹底で不安全行動を撲滅する

〇〇建設工業㈱ 〇〇ビル新築工事



特設ページ

取組宣言提出表
様式はこちらから

参加事業場は大分労働局ホームページで公開中

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係

提出先 大分労働局健康安全課 又は 県内の各労働基準監督署

中小規模事業場安全衛生サポート事業

中央労働災害防止協会では、中小規模事業場の労働災害の減少を目的にサポート事業を実施しています。厚生労働省の補助事業のため費用は無料です。是非ご利用ください。

費用は
無料

個別支援

専門家のアドバイスでストップ労災

知識・経験豊富な専門家が職場に伺い、労働現場や作業の問題を明らかにして改善のアドバイスを行います。転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防等のアドバイスを行います。



集団支援

みんなで学んでストップ労災

協会、商工会、工業団地などの事業場や第三次産業では店長会議などの機会を利用して安全衛生に関する研修会を実施します。オンライン対応します。



対象 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業で、労働者数が概ね 100 人未満の事業場（&その集団、団体等）

申込等に関するお問合せ

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

Tel 092-437-1664 FAX 092-437-1669 E-mail kyushu@jisha.or.jp

中災防 サポート事業



安全衛生優良企業公表制度

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去 3 年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

認定のメリットは？

認定を受けると、認定マークを利用し、健康・安全・働きやすい優良企業であることを有効に求職者や一般の方に対してPRできたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や求職者に対してPRできます。厚生労働省は、この制度を積極的にPRするとともに、企業名を厚生労働省のホームページに公表し、優良企業の認知度を高めるほか、調達における一般競争入札で加点評価されるなど、インセンティブの検討を続けていきます。

また、企業の求人ホームページや就職サイトのページ、その他各種求人活動における従業員の募集にあたって使用する広告や文書に「安全衛生優良企業」である旨を記載いただいたり、マークを掲載していただき、求職者へのアピールをしていただけます。

問合せ・申請先は？

認定申請先は、大分労働局労働基準部健康安全課です。

診断サイトはこちら



シンボルマーク

SAFEコンソーシアム

～みんなの安全を みんなで守りあう～



コンソーシアムの趣旨・目的

産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果として、統一的な教育研修機会の減少など、職場単位では対応が難しい新たな課題が増えています。

SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を図るため、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

取組内容

SAFEアワード



令和5年度
受賞事例

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき優れた取組を表彰します。

シンポジウム



加盟者とその他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。

現場視察



コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や SAFE アワードによる労働安全衛生への取組のPRができます。
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少が期待できます。
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチングを受けることができます。

ポータルサイト





関係機関連絡先

名 称		所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
労働基準監督署	大分 労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2F	安全衛生課 ☎ 097-535-1513	大分市・別府市・杵築市 由布市・国東市・日出町 姫島村
	中津 労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2F	☎ 0979-22-2720	中津市・豊後高田市 宇佐市
	佐伯 労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28 佐伯労働総合庁舎 3F	☎ 0972-22-3421	佐伯市・臼杵市 津久見市
	日田 労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓 1-1-61	☎ 0973-22-6191	日田市・玖珠町・九重町
	豊後大野 労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎 4F	☎ 0974-22-0153	竹田市・豊後大野市
大分労働局 労働基準部 健康安全課		〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル 6F	☎ 097-536-3213	